

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月20日

彦根市監査委員 内堀 喜代治
彦根市監査委員 渡辺 史郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成26年2月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
2月6日	住宅管理室 保険年金課 保険料課
2月14日	障害福祉課 障害者福祉センター 発達支援室 子ども療育センター 子ども青少年課 家庭児童相談室
2月19日	子ども未来室 子どもセンター ふれあいの館 子育て支援課
2月21日	健康推進課 休日急病診療所
2月28日	社会福祉課 介護福祉課

2 監査の方法

各所属とも、平成25年度(平成25年12月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査執行上の除斥

保険年金課および保険料課の監査において、監査委員内堀喜代治は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、本件監査から除斥された。

4 監査の結果

子育て支援課、保険料課、住宅管理室における未収金については、差押等による法的措置を行い解消に向け努力をされているが、債権管理条例等に基づきいっそうの収入未済縮減に努められたい。また新たな収入未済を発生させないよう納期限内納付の徹底に努められたい。

子育て支援課、社会福祉課、介護福祉課における不正受給による返還金、返納金については、返済計画等により債権管理されているが、いっそうの収納促進に努められ、またその趣旨を踏まえて、厳しく対応されたい。

住宅管理室における市営住宅家賃の減免等の申請において、収入申告書等の必要書類が添付されていないものが見受けられるので、彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の規定に基づき適切に処理をされたい。

介護福祉課における開示手数料については、1、2か月分をまとめて収入処理しているが、彦根市財務規則第31条では、現金で収入した場合は、当日または翌日に指定金融機関等に払い込むことと規定しているので、速やかに処理をされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。